

広島市こども図書館学校・ボランティア等支援図書セット貸出実施要綱

平成29年3月7日制定

1 趣旨

学校、幼稚園等及びそこで活動するボランティア等への支援として、小学生、中学生の調べ学習や読書、乳幼児への読み聞かせにふさわしい推奨図書（支援セット）を貸し出すことにより、子どもの本に親しむ機会の提供並びに保護者への学習機会及び情報の提供の充実を図り、もって子どもの読書活動の推進に資する。

2 利用者

- (1) 学校 広島市内の小学校、中学校、特別支援学校
- (2) 幼稚園等 広島市内の幼稚園、保育園、認定こども園、保健センター、公民館等の施設
- (3) ボランティア等 広島市立図書館の団体貸出を受ける資格を有するグループ又は個人

3 貸出期間

貸出期間は、原則として、2か月以内とする。

4 貸出図書の利用場所

貸出図書の利用場所は、原則として、学校及び幼稚園等の施設内とする。

5 利用申込の方法等

- (1) 利用を希望する学校、幼稚園等、ボランティア等は、利用申込書（別紙様式①又は②）を広島市こども図書館長に提出する。なお、学校は学年単位、幼稚園、保育園、認定こども園は年齢別単位での申込もできることとする。
- (2) 利用申込は、随時受け付けることとする。
- (3) 広島市こども図書館は、承認にあたって、承認書（別紙様式③又は④）を利用申込をした者に送付する。

6 貸出の方法等

- (1) 貸出は、利用申込の先着順とする。
- (2) 利用者は、原則として、広島市立図書館への来館により借受・返却を行うものとする。
- (3) 借受・返却にあたって宅配も可能とするが、宅配に係る費用は利用者の負担とする。ただし、広島市こども図書館は、1利用者あたり年1回1往復のみ、予算の範囲内で宅配に係る費用を負担することができる。

7 図書の管理

- (1) 利用者は、借り受けた図書を、破損・紛失等が生じないように適正に管理しなければならない。
- (2) 利用者は、図書の借受・返却時に、借り受けた図書を確認し、図書返却時に広島市こども図書館へ報告しなければならない。
- (3) 利用者は、借り受けた図書を破損・紛失等をした場合、その図書を弁償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱の施行に伴い、広島市こども図書館学校支援図書セット貸出事業要綱は廃止する。